

葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務
委託公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 7 月

葛城市 企画部 企画政策課

葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル

実施要領

第Ⅰ. 業務概要

(Ⅰ) 業務名

葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託

(Ⅱ) 目的

本市は、奈良盆地の南西部、奈良県の北西部に位置し、大阪市内から 40 分程度と良好なアクセス、緑豊かな里山の風景や日本最古の官道、国宝など古くから受け継がれる史跡、歴史遺産が数多く存在し、相撲発祥の地として地域固有の資源を活かした観光振興が図られてきた。平成 28 年には、南阪奈道路葛城 IC に隣接した場所へ、大阪から奈良県中南和を訪れる際の県内初めての道の駅として「道の駅かつらぎ」がオープンし、年間来客者数は 100 万人超え、5 割が県外からの来訪と順調に推移している。一方、同じ県道御所香芝線に存する奈良県社会教育センターが休館となり、生涯学習の場とともに、市内唯一の宿泊施設が消失した。

このような状況の下、自然あふれる県有資産をまちづくりへ有効活用し、関西圏からのアクセス抜群の葛城 IC 周辺地区について、行政と民間が連携することで、市内外からの集客が期待できる宿泊施設等の誘致と、道の駅等との連携を図り、新たな賑わいの拠点づくりを目指し、本市のブランド向上とともに観光産業の確立及び他産業への波及を図るため、今回の業務では、葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりの基本的な考え方を検討する。

(Ⅲ) 業務の内容

別紙Ⅰ「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書」（以下合わせて「仕様書」という。）のとおり。

(Ⅳ) 委託契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）

(Ⅴ) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、6,061,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

(Ⅵ) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は120点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、別紙2「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託に係る審査実施要領」のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和6年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。
ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 管理技術者または担当技術者自身が、技術士【建設部門】または建築士【2級以上】の資格を有すること。
- ⑨ 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内(平成26年4月1日から令和6年3月31日)に発注した公共所有地活用に係る調査・検討業務について、元請(共同企業体の構成員である場合を含む。)として受注した実績があること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

(1) 参加資格①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限: 令和6年7月22日(月)午後5時必着
- ② 提出書類: 次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式6】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」

5	納税証明書 完納証明書(写し可)	
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①未納税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人:納税証明書「その3の3」 個人:納税証明書「その3の2」 ②市税の完納証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの	
7	【様式8】同意書兼誓約書	

※A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和6年7月23日(火)に審査結果をメール又は電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和6年7月8日(月)
参加申込書提出期限	令和6年7月31日(水)午後5時
募集要領等に関する質問締切	令和6年8月2日(金)午後5時
募集要領等に関する質問回答	令和6年8月5日(月)以降随時
提案書提出締切	令和6年8月9日(金)正午
一次審査(書面審査)	令和6年8月15日(木)
二次審査実施通知	令和6年8月19日(月)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年8月22日(木)
最終審査結果通知	令和6年8月27日(火)を予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和6年7月31日(水)午後5時まで

※郵送の場合は、令和6年7月31日(水)必着とする。

② 提出場所

葛城市 企画部 企画政策課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに

必着とする。

④ 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

- (ア)【様式1】参加申込書
- (イ)【様式2】参加資格に関する申立書
- (ウ)【様式3】受注実績調書(参加要件及び実績審査)
- (エ)【様式4】会社概要書
- (オ)【様式5】配置技術者調書
- (カ)【様式6】プロポーザル参加資格要件審査申請書
- (キ)【様式7】質疑書

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を企画政策課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式7】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和6年8月2日(金)午後5時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 企画部 企画政策課

電子メール:kikaku@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-5016

なお、件名は「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和6年8月5日(月)以降随時行う。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は(7)の記載に基づき、見積書は(8)の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和6年8月9日(金)正午まで

② 提出先

葛城市 企画部 企画政策課

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認がで

きる方法によるものとし、「(4) 参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

企画提案書(正)＜任意の様式＞	1部
企画提案書(副)＜任意の様式＞	10部
電子媒体(CD-R等)	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書(任意様式)	1部

(7) 企画提案書の作成

① 企画提案書表紙(任意様式)

② 事業実施スケジュール(任意様式)

③ 企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は補足資料(最大4枚)を含め10枚(企画提案書表紙及びスケジュールを除く。)までとすること。なお、提案内容(項目)は、別紙1「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書」の業務内容の順に作成すること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

また、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

(8) 見積書作成要領

① 葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託費用(令和6年度)【任意様式】
別紙1「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書」に記載する本業務に必要となる業務費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)に係るすべての費用を記載すること。ただし、合計金額は6,061,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

(9) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を

令和 6 年8月15 日(木) (予定)に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(10) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(11) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び担当者】

葛城市 企画部 企画政策課 担当 和田・辰巳

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

(TEL) 0745-44-5016

(FAX) 0745-69-7452

(Mail) kikaku@city.katsuragi.lg.jp

葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名

葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託

(2) 業務目的

本市は、奈良盆地の南西部、奈良県の北西部に位置し、大阪市内から 40 分程度と良好なアクセス、緑豊かな里山の風景や日本最古の官道、国宝など古くから受け継がれる史跡、歴史遺産が数多く存在し、相撲発祥の地として地域固有の資源を活かした観光振興が図られてきた。平成 28 年には、南阪奈道路葛城 IC に隣接した場所へ、大阪から奈良県中南和を訪れる際の県内初めての道の駅として「道の駅かつらぎ」がオープンし、年間来客者数は 100 万人超え、5 割が県外からの来訪と順調に推移している。一方、同じ県道御所香芝線に存する奈良県社会教育センターが休館となり、生涯学習の場とともに、市内唯一の宿泊施設が消失した。

このような状況の下、自然あふれる県有資産をまちづくりへ有効活用し、関西圏からのアクセス抜群の葛城 IC 周辺地区について、行政と民間が連携することで、市内外からの集客が期待できる宿泊施設等の誘致と、道の駅等との連携を図り、新たな賑わいの拠点づくりを目指し、本市のブランド向上とともに観光産業の確立及び他産業への波及を図るため、今回の業務では、葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりの基本的な考え方を検討する。

(3) 契約条件等

ア. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日

イ. 履行場所【別添 1-1 位置図】

葛城インターチェンジ周辺地区（以下、「対象地区」とする。）

ウ. 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

2. 業務内容

(1) 現況整理

対象地区に関するまちづくりの基本方針を検討するにあたっての基礎資料として、社会的条件（人口、産業、都市計画、開発動向、周辺施設状況、公共交通等）を整理する。

(2) 上位関連計画の整理

対象地区のまちづくりの経緯を整理するとともに、上位計画及び関連計画の位置付けの整理、関連事業について整理する。また、他地区及び周辺市町村も含めた対象地区の位置付けの整理を行う。

(3) 課題の検討

【別紙 1】

まちづくりの経緯、上位関連計画、関連事業、現状整理を踏まえ、対象地区のまちづくりにおける課題の整理を行う。特に都市計画マスタープラン変更の必要性など、土地利用規制に係る課題には十分に配慮する。

(5) まちの将来像、整備におけるコンセプト・基本方針の検討

対象地区の現況と課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像の検討を行う。また、まちづくりのコンセプトを検討するとともに、整備上の基本方針について検討を行う。

(6) 具体的取り組み方針の検討

対象地区におけるまちづくり方針に基づき、公共公益施設や都市基盤施設の整備などのハードに関する整備メニュー、市民・観光関連事業者・関係団体によるまちづくり活動の促進等のソフトに関する具体的な取り組みについて検討を行う。

(7) まちづくり基本構想(案)の作成

(1)～(6)の検討結果を踏まえて、まちづくり基本構想(案)を取りまとめる。想定する項目は概ね以下のとおりとする。

- ・ 地区の特徴、現状と課題
- ・ まちづくりの課題
- ・ 目指す地区の姿
- ・ まちづくりのコンセプト
- ・ まちづくりの目標
- ・ まちづくりの方針、基本となる取り組み
- ・ 地区の構想図

(8) 打合せ協議

本市との打合せ協議を密に行うこと。なお、打合せ議事録については速やかに作成し、監督員に提出すること。

3. 業務仕様

(1) 業務計画書

業務実施にあたり、次の内容を記載した業務計画書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出すること。

- ア. 業務概要 業務の意図及び目的、実施する調査、計画、作業項目などを簡潔に記載する。
- イ. 業務実施方針 各種法令及び基準等を整理した上で、調査、計画における作業項目及び本市との打合せ方法などを検討し、具体的に記載する。
- ウ. 業務工程 計画業務の流れが明確に把握できるよう、業務の作業手順を工程表として示すとともに、打合せ時期についても明示する。

【別紙 1】

- エ. 業務実施体制 管理技術者及び実務担当技術者を組織図として記載する。協力会社がある場合は、会社の名称等を記載する。
- オ. その他監督員が指示する事項を記載する。

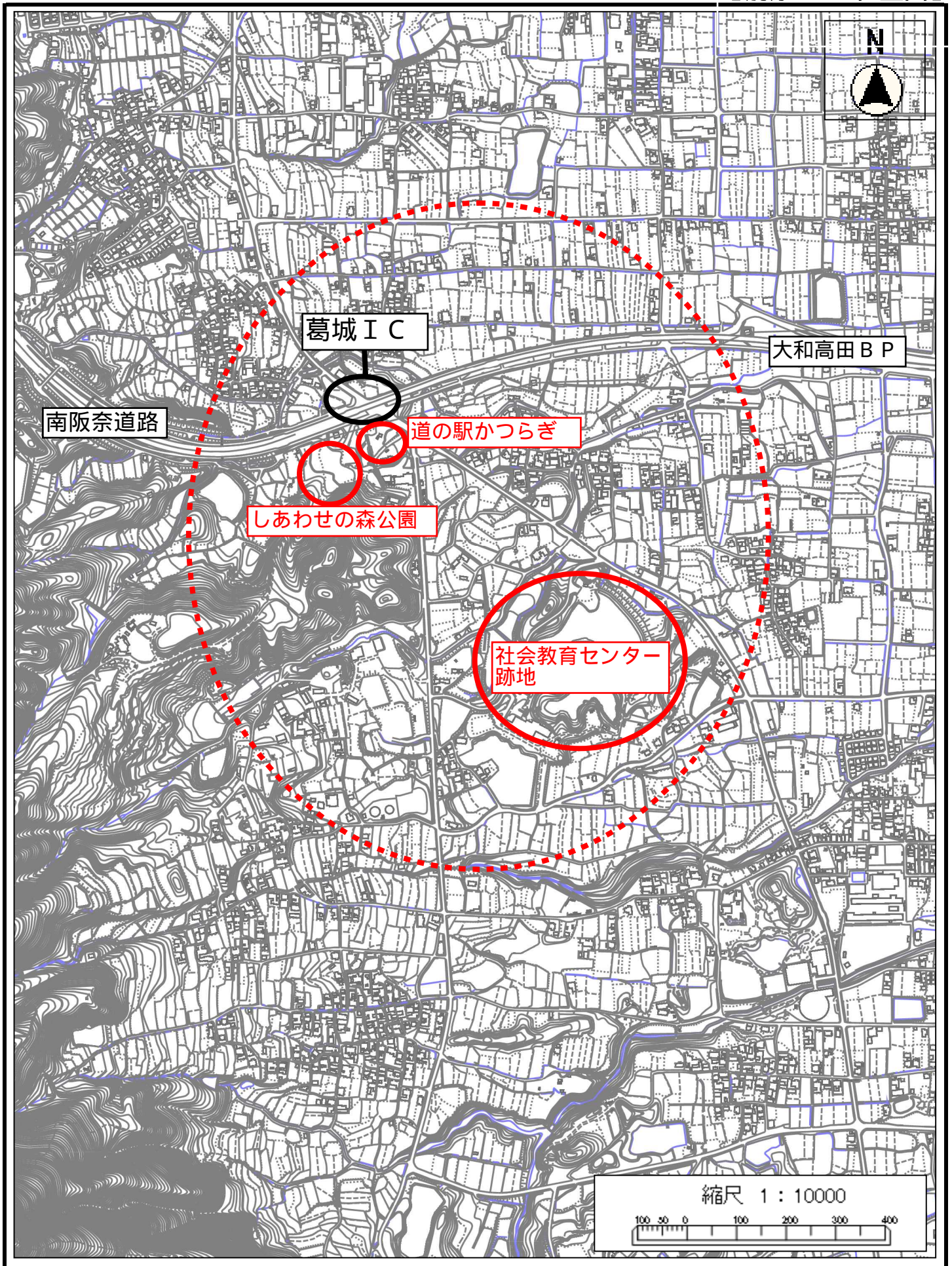
(2) 成果品の作成及び提出

本業務の成果品及び提出時期は、次による。

名称	様式	数量	提出時期	備考
業務計画書	A4	1 部	契約後	
業務報告書	A4 パイプ式 ファイル	1 部	完成時	・ 業務内容に基づく調査・検討結果 ・ 基本構想 ・ その他監督員が求めるもの ・ 表紙、背表紙に委託件名等を記載

4. その他注意事項

- ア. 本業務に係る印刷物及びその他の著作権は、本市に帰属する。
- イ. 葛城市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- ウ. 本仕様に定めのない事項や本業務に疑義が生じた場合、本市・受託者との間で協議の上、その指示に従うものとする。



葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託に係る審査実施要領

第1. 選考方法

選考は、葛城インターチェンジ周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第2. 一次審査（40点満点）

審査は、委員会事務局（企画政策課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位5位を選定する。ただし、参加申込書の提出が5社を超えない場合は、すべての者を2次審査の対象とする。

①業務実績（20点満点）

対 象：【様式3】受注実績調書（参加要件）

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内（平成26年4月1日から令和6年3月31日）に発注した公共所有地活用に係る調査業務を元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績について、1件当たり5点として加点する。

②価格点（20点満点）

対 象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

提案費用

・最低見積価格者の得点は20点とする。

・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝20点×（最低見積価格※1／見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

第3. 二次審査（160点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対 象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき160点満点）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

第4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審 査 日：令和6年8月22日（木）予定（別途連絡）

②場 所：葛城市役所（別途連絡）

③出 席 者：1提案者4名以内

④実施時間：1提案者40分以内（提案20分、質疑応答20分）

※事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

【別紙2】

- ・「本実施要領第2(7)企画提案書の作成③企画提案書」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。(補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。)

⑥プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

- ・モニター及びHDMIケーブルは市で準備するが、パソコン等必要な機器及びインターネット通信環境は、提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点(200点)の6割(120点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。

【別紙3】

評価基準表

検討項目		評価基準	評価の指標	配点
業務の理解		・ 本事業の趣旨・目的を十分に理解した企画提案となっているか	・ 取組み意欲の高さや積極性 ・ 業務内容、業務の背景や課題などの理解が深い	10
業務実施体制		・ 本業務を実施するにあたり、十分な体制となっているか	・ 担当者は業務内容、業務の背景や課題などの理解度が高いか ・ 担当者の知識や経験の多さ	15
実施スケジュール		・ 業務実現性が確保され、円滑な業務を行えるスケジュールとなっているか	・ 調査項目ごとに無理のない効率的な作業工程となっているか	20
提案内容	調査方法	・ 基本構想策定に適した調査方法となっているか	・ 基本構想策定の検討にあたって的確な調査方法か ・ 調査方法が具体的かつ妥当か ・ 実現性、論理性のある提案となっているか	30
	分析方法	・ 基本構想策定に適した分析方法となっているか	・ 基本構想策定の検討にあたって的確な分析方法か ・ 分析方法が具体的かつ妥当か ・ 実現性、論理性のある提案となっているか	30
独自提案		・ 仕様書以外の項目についての提案が行われているか ・ 課題解決のための提案がなされているか	・ 本事業の趣旨・目的に合致した提案となっているか ・ 実現性、論理性のある提案内容となっているか	35
プレゼンテーション能力		・ 提案内容を明確に分かりやすく説明しているか ・ 審査委員の質問に対して、的確に回答しているか	・ 提案内容の企画力 ・ 提案書は分かりやすいか ・ 資料説明が平易かつ論理的で説得力があるか ・ 協調性があり、意思疎通が容易か	20
評点算出方法 「特に良い」： 100% 「良い」： 80% 「普通」： 60% 「やや劣る」： 40% 「劣る」： 20% 評価対象外： 0 5段階評価の平均点(小数第3位切捨て)			合計	160